

羅什訳『法華経』の語学的研究

—「当然・義務」を示す助動詞について—

椿 正美

0. はじめに

古典漢語の助動詞は補助性を有する品詞として主語と述語の間に置かれ、主体と動作または現象との間に成立する関係の表示を基本的な機能としている。助動詞という呼称の使用に関しては嘗て批判的な意見も多く、太田1958は類似の機能を発する品詞として補動詞の存在を指摘し、王力1954も機能に「可能」と「意志」の表示が含まれることを理由に能願動詞という呼称を与えていた。⁽¹⁾ところが、その品詞には「可能」「意志」以外にも実際には多くの機能が具わるため、上記の呼称の使用に対して不適切との意見も生じ、黎錦熙1992は動詞を分類する際に助動詞の名を用いている。⁽²⁾本論では動詞を補助する機能の保持を重視して助動詞という呼称を使用する。

古典漢語の助動詞を機能に基づいて分類した場合、「可」「能」「得」は「可能」、「敢」「欲」「願」は「願望」、「当」「宜」「須」は「当然・義務」を示す種に含まれる。例えば『貞観政要』「君道」⁽³⁾「為君之道、必須先存百姓(「君たるの道は、必ず須く先づ百姓を存すべし)。」では「当然・義務」を示す助動詞「須」が「為君之道」の形成に必要な条件「先存百姓」の揭示に利用されている。

この「当然・義務」を示す助動詞は、相手に〈行為の実施〉や〈状態の維持〉を強制する場合に用いられ、和訳の際には「～すべきだ」「～しなければならない」の訳語が適用される。使用文の構造は藤堂1956による分類では動詞または形容詞に主観的な認定や評価等を与える〈認定する構造〉に当たり、発揮される作用は〈当然性の認定〉となる。⁽³⁾

全文の正しい解釈を導くためには、以上のような助動詞の発揮する作用が何れに当たるかを正確に判断する必要がある、それは六朝訳経の場合も同様である。本論では、鳩摩羅什訳『法華経』全文中に於いて特に多く用いられた「当然・義務」の助動詞「当」「応」「宜」「应当」の使用状況を調査対象に取り上げ、それぞれの使用条件の違いについて古漢語文法の方面から探っていく。

1. 使用頻度の比較

我が国の訓読法では、「当」「応」「应当」には「まさに～すべし」、「宜」には「よろしく～すべし」の読み方が用いられ、何れも再読文字として扱われている。次に『法華経』文中での使用例を挙げる。

- (1)当精進一心、我欲説此事。(従地涌出品)
 (2)汝等天人、阿脩羅衆、皆応到此、為聴法故。(薬草喩品)
 (3)此是何因縁、宜各共求之。(化城喩品)
 (4)欲捨諸懈怠、应当聴此経。(法師品)

上記の例文に用いられた“当”“応”“宜”“应当”には、既に述べたように何れにも「当然・義務」を表示する類似の機能が含まれている。読み手は全てが同じ作用を発揮するかのような印象を与えられるが、各語彙の『法華経』全文中に於ける使用頻度には大きな隔りがあり、使用される条件が微妙に異なる可能性は認めねばならない。全文中に於ける“当”“応”“宜”“应当”の使用回数について《表1》を作成した。

《表1》

	当	応	宜	应当
序品	8	0	0	0
方便品	13	1	0	0
譬喩品	8	3	2	1
信解品	4	1	1	0
薬草喩品	4	2	0	0
授記品	2	0	0	0
化城喩品	9	2	1	1
五百弟子受記品	2	1	0	0
授学無学人記品	0	0	0	0
法師品	20	10	0	1
見宝塔品	1	1	1	0
提婆達多品	0	0	0	0
勸持品	2	0	0	0
安樂行品	2	6	0	0
従地涌出品	4	0	0	0
如来寿量品	6	0	0	0
分別功德品	3	2	0	0
随喜功德品	4	0	0	1
法師功德品	0	0	0	0
常不輕菩薩品	2	1	0	1
如来神力品	3	2	0	1
唵累品	3	0	0	1
薬王菩薩本事品	4	2	0	1
妙音菩薩品	0	0	0	0
観世音菩薩普門品	2	2	0	2
陀羅尼品	0	0	0	1
妙莊嚴王本事品	3	1	0	0
普賢菩薩勸発品	9	3	0	1
合計	118	40	5	12

この表を見ても分かるように、「当然・義務」を示す助動詞では“当”の使用頻度が最も高く、「法師品」では使用回数が同語彙の全使用回数の約5分の1に当たる20回に達している。その他の章に於ける使用状況を見ても、例えば“宜”“応当”が使用されない章に限定して確認した場合、「方便品」“当”13“応”1、「菓草喻品」“当”4“応”2、「五百弟子受礼品」“当”2“応”1、「安樂行品」“当”2“応”6、「分別功德品」“当”3“応”2、「妙莊嚴王本事品」“当”3“応”1となり、「安樂行品」以外の全ての章で“当”の使用が“応”より優勢となっている。また、この表からは“宜”の全使用回数が5回に止まり、使用頻度が最も低いことも分かる。

本論の調査では、使用頻度の最も高い“当”から“応”、更に最も低い“宜”へと対象を定め、最終的に“応当”を取り上げる。

2. 各助動詞の特徴

2. 1. “当”

2. 1. 1. 使用条件

王力1981は“当”に含まれる語義として①対面②存在③当然④判決⑤相当を挙げている。例えば『韓非子』「初見」“為人臣不忠当死、言而不当亦当死(「人臣と為りて不忠なるは当に死すべく、言ひて当らずも亦当に死すべし)。”では“為人臣不忠”“言而不当”が“死(死罪)”を受けるべき態度に当たるので“当”の語義は⑤、『論衡』「無形」“増減其寿、亦当増減其身、形安得如故(「其の寿を増減するには、亦当に其の身を増減すべく、形安んぞ故の如くなるを得んや)。”では“増減其身”が“増減其寿”を達成するために必要な条件に当たるので“当”の語義は③と解釈される。この分類によれば、本章での調査対象となる“当”の語義は③「当然」に当たる。

『法華経』に見られる使用例を次に挙げる。

(5)汝等皆当、数数親近、而供養之。(化城喻品)

(6)是故父母、当聴我等、令得出家。(妙莊嚴王本事品)

(5)では“数数親近、而供養之”、(6)では“聴我等、令得出家”の直前に“当”が置かれ、それぞれの行為が強制されるものであることが示されている。この2例では主体も具体的に明記され、(5)“汝等”(6)“父母”がそれに当たる。

これに対し、主体が明記されない形式については次の例文が挙げられる。

(7)是不可思議、現希有事、当以問誰。(序品)

(8)死時将至、癡子捨我、五十余年、庫藏諸物、当如之何。(信解品)

(7)では疑問詞“誰”の使用によって「人物」、(8)では同じく疑問詞“如何”の使用によって「手段」を尋ねる形式が構成されている。質問の対象には共に本文の読み手または作者自身が

当たる。

“当”の原義は『説文解字』に“田相値也。”つまり「(二つの)田(の面積)が互いに釣り合う(ような状態)」とあり、比較される二種の事物が合致する状態を表すと記されている。合致を達成するには両者の性質が全く同じであることが前提条件となり、それを両者に要求する厳しさは〈行為の実施〉〈状態の維持〉の強制を機能として含む“当”独特の厳しさに通ずると解釈される。

2. 1. 2. 発生条件の揭示

この他、助動詞“当”の使用文には「当然・義務」の発生条件が直前に揭示される形式も存在する。例えば、杜甫「前出塞」“挽弓当挽強、用箭当用長(「弓を挽かば当に強きを挽くべし、箭を用ひば当に長きを用ふべし。)”では“挽弓”“用箭”が“挽強”“用長”、『蒙求』「伏波標柱 博望尋河」“丈夫為志、窮当益堅、老当益壯(「丈夫志を為す、窮しては当に益々堅かるべく、老いては当に益々壯なるべし。)”では“窮”“老”が“堅”“壯”の発生条件に当たる。『法華經』に見られる使用例を次に挙げる。

(9)欲樂及修福、宿命所行業、世尊悉知己、当轉無上輪。(化城喻品)

(10)其不在此會、汝當為宣說。(五百弟子受記品)

(9)では“欲樂及修福、宿命所行業、世尊悉知己”が“轉無上輪”、(10)では“其不在此會”が“宣說”を強制される条件に当たり、(10)の場合は“汝”の挿入によって強制の対象が更に明らかなものとなっている。

また、『法華經』文中では仮定を示す接続詞“若”が発生条件の部分の直前に置かれた形式“若～当～”も使用されている。次に使用例を挙げる。

(11)若欲說是怪、当捨嫉恚慢、詔誑邪偽心、常修質直行。(安樂行品)

(12)若見受持、是經典者、当起遠迎、当如敬仏。(普賢菩薩勸発品)

何れも“当”以後の箇所記された内容、即ち行為の強制が発生する条件が“当”以前の箇所に揭示されている。ここでは条件の部分の強調に“若”の設置が効果を発揮したと捉えられる。

2. 1. 3. “当知”

『法華經』では動詞“知”が直後に置かれた“当知”の使用が文中の随所に見られる。この“当知”は主体または話し手が対象または聞き手に対して内容の認識を強制する表現に用いられ、訳語には「知るべきだ」「知らねばならない」が当てられる。

全文中には合計61箇所での使用が確認され、この数字は「当然・義務」を示す“当”の全文中に於ける全使用回数の約半分に当たる。次に使用例を挙げる。

(13) 当知是妙法、諸仏之秘要。(方便品)

(14) 当知仏所使、愍念諸衆生。(法師品)

(13) “是妙法諸仏之秘要”は“世尊”が“舍利弗”、(14) “(若有能受持妙法華經者) 仏所使愍念諸衆生”は“世尊”が“葉王”に対して認識を強制した内容に当たる。主体と対象の組合せは、(14)に見られるような〔“世尊”→“葉王菩薩”〕が最も多く、全文中では合計17例の使用が確認される。その次に(13)に見られるような〔“世尊”→“舍利弗”〕の8例、更に〔“文殊師利”→“弥勒菩薩摩訶薩及諸大士”〕の5例が続く。また、全文中には対象に当たる存在者の呼称が“当知”の直前に揭示される構成も見られ、例として“弥勒当知”“迦葉当知”“比丘当知”等が挙げられる。

以上挙げた例文に含まれる“当知”には他者に認知を促す強い意志が込められ、前述の『説文解字』“当、田相値也”の語義が特に活かされたと捉えられる。また、この“当”は既に挙げた「主体または筆者の主観的判断を強調する要素」と解釈され、その機能に関しては牛島1967も存在を認めている。⁽⁴⁾

2. 2. “応”

2. 2. 1. 使用条件

“応”は“当”より発生時期が新しく、後漢以後に於ける多用の可能性が認められている。太田1958により存在を指摘されてきた「当然・義務」を示す動詞系の補助動詞でも“当”と共に“応”が挙げられ、『説文解字』にも字義の説明として“応、当也”と記されている。例えば、『世説新語』「黜免」“逆則応殺、狂何所徒(「逆ならば則ち応に殺すべし、狂ならば何ぞ徒す所あらん)。”では条件“逆”の下で発せられるべき行為“殺”、劉廷芝「代悲白頭翁」“寄言全盛紅顔子、応憐半死白頭翁(「言を寄す全盛の紅顔の子、応に憐れむべし半死の白頭翁)。”では条件“半死白頭翁”の下で発する動作として“全盛紅顔子”に強制する“憐”が揭示され、前者の行為に対する「当然」と後者の行為に対する「義務」を示す助動詞として“応”が用いられている。

『法華經』全文中での使用回数は“当”に次ぐ40回となり、“当”の場合と同じく使用例は「法師品」に最も多く集中している。同章に於ける使用回数は10回となり、これは『法華經』に於ける全使用回数の4分の1に当たる。次に使用例を示す。

(15) 今此諸大衆、皆応除疑惑。(方便品)

(16) 汝等天人、阿脩羅衆、皆応到此、為聽法故。(葉草喻品)

(15)では“除疑惑”が行為、“此諸大衆”が対象者に当たり、(16)では“到此”が行為、“天人阿脩羅”が対象者に当たる。

“応”の使用条件と“当”の使用条件に存在する微妙な違いを探るには、両語彙が共通の話

し手から発せられた内容を表現した例文も調査の対象となる。“当～”と“応～”が連続して使用された例を次に挙げる。

(17)当令流布、広設供養。(薬王菩薩本事品)

(18)応起若干千塔。(薬王菩薩本事品)

(17)(18)は同じ話し手から“当”“応”の使用文が前後に連続して発せられた部分である。(17)では使役の動詞を含む“令流布”とそれに続く“広設供養”の複数の行為の強制が示され、ここでは重要且つ豊富な内容が込められた“当”が(18)に優先的に用いられたと判断される。

2. 2. 2. [“不” + “応”] による禁止の表現

「当然・義務」を示す助動詞は、否定を示す副詞を直前または直後に置くことにより禁止を示す形式を構成する。例えば『孟子』“信斯言也、宜莫如舜(「斯の言を信ぜば、宜しく舜の如くなること莫かるべし)。”では“宜莫”、『韓非子』「喻老」“此宝也、宜為君子器、不宜為細人用(「此れ宝なり、宜しく君子の器と為すべく、宜しく細人の用と為すべからず)。”では“不宜”が禁止を示す表現として用いられ、何れも助動詞“宜”に含まれる「当然」の表示機能が有効に発揮されたと捉えられる。

『法華経』全文中では後者の形式〔否定の副詞+助動詞〕によって構成された表現が見られる。但し、使用例は極めて少なく、“不応”2例、“不宜”1例の合計3例に止まり、“不当”の使用例は全く見られない。次に“不応”の使用例を示す。

(19)我財物無極、不応以下劣小車。(譬喩品)

(20)又菩薩摩訶薩、不応於女人身、取能生欲想相、而為說法。(安樂行品)

(19)では“我財物無極”を条件とする“以下劣小車”、(20)では“於女人身”を条件とする“取能生欲想相、而為說法”の禁止が示され、何れにも“不応”が用いられている。

2. 3. “宜”

2. 3. 1. 使用条件

“宜”は“当”と共に西周時代から春秋時代にかけて発展を見せていた。例えば『貞観政要』「教誡太子諸王」“此宜常置于座右、用為立身之本(「此れ宜しく常に座右に置き、用って身を立つるの本と為すべし)。”では、目的“為立身之本”と状態“常置于座右”に対する「当然・義務」を示す助動詞として“宜”が用いられている。劉利2000は西周時代の「金文」『詩経』『尚書』では“宜”の使用回数が5であると指摘し、この数字は劉利2000の本文中で例語として扱った助動詞の中では最多の使用と記している。⁽⁵⁾

ところが、『法華経』文中に於ける使用回数は“当”の約20分の1に当たる「譬喩品」2回「信解品」「化城喩品」「見宝塔品」各1回の合計5回のみとなっている。次に使用例を示す。

(21)汝等於此火宅、宜速出来。(譬喩品)

(22)応当等心、各各与之、不宜差別。(譬喩品)

(23)此是何因縁、宜各共求之。(化城喩品)

(21)では“速出来”、(23)では“各共求之”が強制を求める行為の内容に当たる。(22)は既に述べた〔否定の副詞＋助動詞〕の表現“不宜”が用いられた例文であり、“各各与之”を行なうに当たっての“差別”の禁止が示されている。

このような作用を発揮する助動詞“宜”の価値について、太田1964は「形容詞が補助動詞的に用いられたもの」と指摘している。形容詞としての“宜”は「適切」を示し、例えば『詩経』「桃夭」“宜其家室(其の家室に宜しからん)”に用いられた“宜”がそれに当たる。

“当”の場合は語義を“田相値也”と表され、対象に「適切」を要求する“宜”よりは強制の程度が明らかに強い。従って両者間に存在する強弱の差が全文中での使用頻度に大きな隔たりを発生させる要因になったと考えられる。

2. 4. “応当”の使用条件

以上挙げた「当然・義務」を示す助動詞は何れも単音語であるが、“応”“当”の合成語である“応当”も同様の意味を示す表現として使用される。“応当”は現代漢語の中でも用いられる表現であるが、その使用は南北朝時代には既に始まっていたとされている。

この“応当”は『法華經』全文中では12回の使用が確認される。次に使用例を示す。

(24)欲捨諸懈怠、応当聽此經。(法師品)

(25)汝等咸応当、疾生厭離心。(隨喜功德品)

(24)は“欲捨諸懈怠”を条件とする行為“聽此經”、(25)は“汝等”を対象とする行為“疾生厭離心”を強制する内容となり、何れにも“応当”が用いられている。

この“応当”と先に挙げた“当”“応”との用法の類似性については、次に挙げる複数の例文を見れば理解できる。

(26)舍利弗、汝等当一心信解、受持仏語。(方便品)

(27)於三七日中、応一心精進。(普賢菩薩勸発品)

(28)汝等応当一心、流布此法、広令増益。(囑累品)

(26)“一心信解、受持仏語”(27)“一心精進”(28)“一心、流布此法、広令増益”に含まれる“一心”以下の部分は、厳密には程度の強弱に差があると想像されるが、それぞれの行為の強制を示す助動詞の作用のみに関しては類似性が認められる。特に(26)“当～”と(28)“応当～”は共に“汝等”が主語となり、その可能性は高い。

3. おわりに

「当然・義務」を示す助動詞は、主観的な認定や評価等を与える構造に用いられて（行為の実施）（状態の維持）を強調し、作用として（当然性の認定）が発揮される。本論では、六朝訳経『法華經』文中に於ける“当”“応”“宜”“应当”の使用条件について探った。その結果、対象に行為や状態を強制する程度の強弱によって使用頻度の高低が定まることが判明した。この中で“当”最多使用の結果は『法華經』の文体に主観的判断を発する傾向が強いとの可能性を感じさせ、使用頻度に見られる“応”“宜”との隔たりには訳経文体の特徴が表示されていると判断された。

牛島徳次1967. 『漢語文法論(古代編)』。大修館書店。

太田辰夫1958. 『中国語歴史文法』。江南書院。

太田辰夫1964. 『古典中国語文法』。大安。

王力1954. 『中国語法理論』。中華書局。

王力1981. 『古代漢語(第三冊)』。中華書局。

藤堂明保1956. 『中国文法の研究』。江南書院。

楊伯峻, 何樂士1992. 『古漢語語法及其發展』。語文出版社。

黎錦熙1992. 『新著国語文法』商務印書館。

劉利2000. 『先秦漢語助動詞研究』。北京師範大学出版社。

〈註〉

- (1)太田1958が存在を指摘した補助詞は動詞系と形容詞系に分類され、動詞形の補助詞には「当然・義務」の他、「可能」「必要」「意欲」「被動」を示す語彙が含まれている。
- (2)黎錦熙1992は動詞を外動詞、内動詞、同動詞、助動詞の4種類に分類している。
- (3)〈当然性の認定〉を発揮する助動詞は、本書では情意詞という品詞名で紹介されている。
- (4)牛島1967は主観的判断を強調する機能を有する特殊形容詞を性格に基づいて肯定的、否定詞、判断詞に分類し、『史記』に用いられた判断詞の例として“当”を挙げている。
- (5)劉利2000で揭示された表には“宜”5回の他、“義”3、“堪”“肩”各2、“能”“慚”“当”各1の使用回数が記されている。

【キーワード】

助動詞 当然 義務 強制